



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 規則

- \*41 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)
- \*42 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子ども未来課)
- \*43 和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産振興課)
- \*44 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (出納室)
- \*45 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 ( " )
- 教育委員会規則
- \*11 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則
- 訓令
- \*29 和歌山県職員勤務発明規程の一部を改正する訓令 (産業振興課)

## 規 則

### 和歌山県規則第41号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則 (昭39年和歌山県規則第99号) の一部を次のように改正する。

|    |       |                                      |         |   |    |  |
|----|-------|--------------------------------------|---------|---|----|--|
| 39 | 技術調査課 | 工事現場への立入検査の業務に従事する職員                 | 作業服 (夏) | 1 | 24 |  |
|    |       |                                      | 作業服 (冬) | 1 | 24 |  |
|    |       | 入札参加資格申請に基づく重機・資材等の確認のために現場に立入調査する職員 | 作業服 (夏) | 1 | 24 |  |
|    |       |                                      | 作業服 (冬) | 1 | 24 |  |

別表第1中38の項を削り、37の項を38の項とし、33の項から36の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の32の項中「ふるさと定住センター」を削り、同項を同表の33の項とし、同表中31の項を32の項とし、30の項を31の項とし、同表の29の項中「振興局産業振興部」を「振興局地域振興部」に改め、同項を同表の30の項とし、同表中28の項を29の項とし、17の項から27の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の16の項中

別表第1の1の項中「超短波無線電話設備」を「防災行政無線設備」に改め、同表中53の項を54の項とし、48の項から52の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の47の項中「住宅環境課」を「建築住宅課」に改め、同項を同表の48の項とし、

同表中46の項を47の項とし、同表の45の項中

「  
廃棄物の処  
法律に基づ  
調査に従事

|                               |      |   |    |   |
|-------------------------------|------|---|----|---|
| 理及び清掃に関する<br>立入検査及び現物<br>する職員 | 作業服  | 2 | 24 | を |
|                               | ゴム長靴 | 1 | 12 |   |

|                               |         |   |   |
|-------------------------------|---------|---|---|
| 浄化槽法に基づく立入検査及び<br>現物調査に従事する職員 | 作業服 (夏) | 2 | 2 |
|                               | 作業服 (冬) | 2 | 2 |
|                               | ゴム長靴    | 1 | 1 |

4  
4  
2  
に改め、同項を同表の46の項とし、同表中44の項を  
45の項とし、39の項から43の項までを1項ずつ繰り下げ、  
同表の38の項の次に次のように加える。

「子ども、障害者相談センター」を「子ども・女性・障害者相談センター」に改め、同項を同表の17の項とし、同表中15の項を16の項とし、11の項から14の項までを1項ずつ繰り下げ、10の項を削り、9の項を11の項とし、8の項を10の項とし、7の項を9の項とし、6の項の次に次のように加える。

|   |            |                           |      |   |    |                                    |
|---|------------|---------------------------|------|---|----|------------------------------------|
| 7 | ふるさと定住センター | 農耕作業及び動物等飼育作業の業務に従事する職員   | 作業服  | 3 | 24 | 実情に応じてゴム長靴、地下足袋又はブック靴のいずれか一方を貸与する。 |
|   |            |                           | ゴム長靴 | 1 | 12 |                                    |
|   |            |                           | 地下足袋 | 1 | 12 |                                    |
|   |            |                           | ブック靴 | 1 | 12 |                                    |
| 8 | 文書館        | 文書庫における文書保存及び整理の業務に従事する職員 | 作業服  | 1 | 24 |                                    |

別表第1の6の項を次のように改める。

|   |        |                    |     |   |    |  |
|---|--------|--------------------|-----|---|----|--|
| 6 | 地域づくり課 | 国土調査事業の検査業務に従事する職員 | 作業服 | 1 | 24 |  |
|   |        |                    | 作業靴 | 1 | 24 |  |

別表第1中5の項を削り、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

|   |     |                      |       |   |    |  |
|---|-----|----------------------|-------|---|----|--|
| 2 | 広報室 | サービスステーションの業務に従事する職員 | 制服(夏) | 2 | 36 |  |
|   |     |                      | 制服(冬) | 1 | 36 |  |

別表第2中52の項を53の項とし、45の項から51の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の44の項中「住宅環境課」を「建築住宅課」に改め、同項を同表の45の項とし、同表中43の項を44の項とし、同表の42の項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「浄化槽法」に改め、同項を同表の43の項とし、同表中41の項を42の項とし、31の項から40の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の30の項中「ふるさと定住センタ

ー」を削り、同項を同表の31の項とし、同表中29の項を30の項とし、28の項を29の項とし、同表の27の項中「振興局産業振興部」を「振興局地域振興部」に改め、同項を同表の28の項とし、同表中26の項を27の項とし、8の項から25の項までを1項ずつ繰り下げ、7の項の次に次のように加える。

|   |            |                         |                  |  |  |
|---|------------|-------------------------|------------------|--|--|
| 8 | ふるさと定住センター | 農耕作業及び動物等飼育作業の業務に従事する職員 | 白衣<br>作業帽<br>防寒服 |  |  |
|   |            | 試験研究業務及び農耕作業の業務に従事する職員  | 雨合羽              |  |  |
|   |            | 農薬を散布する病虫害防除業務に従事する職員   | 防除服              |  |  |

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県規則第42号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和62年和歌山県規則第83号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、児童福祉法施行規則」を「及び児童福祉法施行規則」に改め、「及び里親の認定等に関する省令(平成14年厚生労働省令第115号。以下「里親省令」という。)」

を削る。

第3条第1項中「、第2項及び第7項並びに法第28条の措置を採る権限を和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例」を「及び第2項の措置を採る権限並びに児童自立生活援助の実施の権限を和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例」に、「和歌山県子ども・障害者相談センター及び」を「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター及び」に改め、同条第2項中「第3条第1項」を「法第23条第1項」に、「とる」を「採る」に改める。

第6条第2項中「第21条の9第2項」を「第20条第2項」に改め、同条第4項中「第21条の9第4項」を「第20条第5項」に改める。

第7条第1項中「規則第22条第2項」を「法第22条第1項及

び第23条第1項」に改める。

第10条中「法第27条第1項第2号」を「第27条第1項第2号」に改める。

第13条中「第25条の2第2号」を「第25条の8第2号」に改める。

第14条第1項中「同条第2項」を「第2項」に改め、「規定により、」の次に「児童を小規模住居型児童養育事業を行う者に委託し、」を加え、「指定国立療養所等に」を「指定医療機関に」に改め、「するときは、」の次に「委託をしようとする小規模住居型児童養育事業を行う者、」を加え、「指定国立療養所等及び在所中又は委託されている間」を「指定医療機関及び委託されている間又は在所中」に改め、「変更の」を削る。

第16条中「児童福祉法施行規則」を「規則」に改める。

第17条中「法第27条第1項第2号」を「第27条第1項第2号」に改める。

第18条を次のように改める。

(里親登録申請書)

第18条 規則第36条の37第1項又は第2項の規定による申請(規則第1条の32第2項各号に掲げる者が、規則第36条の43の規定に基づき規則第36条の37第1項の規定に準じて行うものを含む。)は、里親登録申請書(別記第17号様式)によらなければならない。

第18条の次に次の3条を加える。

(里親の登録事項の変更の届出)

第18条の2 規則第36条の39第1項又は第2項の規定による届出(規則第1条の32第2項各号に掲げる者が、規則第36条の43の規定に基づき規則第36条の39第1項又は第2項の規定に準じて行うものを含む。)は、里親登録事項変更届(別記第18号様式)によらなければならない。

(里親の登録の消除の届出)

第18条の3 規則第36条の40第1項第1号の届出(規則第1条の32第2項各号に掲げる者が、規則第36条の43の規定に基づき規則第36条の40第1項第1号の規定に準じて行うものを含む。)は、里親登録消除届(別記第19号様式)によらなければならない。

(里親の登録更新の申請)

第18条の4 規則第36条の42第1項の更新の申請は、里親登録更新申請書(別記第19号様式の2)によらなければならない。

第19条から第19条の5までを削り、第19条の6を第19条とする。

第28条第1項中「第54条」を「第55条」に改める。

第29条中「1箇月以内」を「1か月以内」に改める。

第31条の4の見出し中「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活援助事業等」に改め、同条中「児童自立生活援助事業廃止(休止)届(別記第22号様式の4)」を「児童自立

生活援助事業等廃止(休止)届(別記第22号様式の5)」に改め、同条を第31条の5とする。

第31条の3の見出し中「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活援助事業等」に改め、同条中「児童自立生活援助事業変更届(別記第22号様式の3)」を「児童自立生活援助事業等変更届(別記第22号様式の4)」に改め、同条を第31条の4とする。

第31条の2の見出し中「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活援助事業等」に改め、同条中「児童自立生活援助事業開始届(別記第22号様式の2)」を「児童自立生活援助事業等開始届(別記第22号様式の3)」に改め、同条を第31条の3とし、第31条の次に次の1条を加える。

(児童自立生活援助実施の申込)

第31条の2 法第33条の6第2項に規定する申込書は、児童自立生活援助実施申込書(別記第22号様式の2)によらなければならない。

第32条の前に次の3条を加える。

(一時預かり事業の開始の届出)

第31条の6 法第34条の11第1項の規定による届出は、一時預かり事業開始届(別記第22号様式の6)によらなければならない。

(一時預かり事業の変更の届出)

第31条の7 法第34条の11第2項の規定による届出は、一時預かり事業変更届(別記第22号様式の7)によらなければならない。

(一時預かり事業の廃止又は休止の届出)

第31条の8 法第34条の11第3項の規定による届出は、一時預かり事業廃止(休止)届(別記第22号様式の8)によらなければならない。

第38条中「児童福祉施設の長又は里親が、法第22条から第24条まで及び」を「児童福祉施設の長、里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者が、法第22条に規定する助産の実施、法第23条に規定する母子保護の実施、法第24条に規定する保育の実施又は」に改める。

別記第8号様式の2を次のように改める。

別記第 8 号様式の 2 (第 6 条関係)

(表面)

| 世帯調書                    |                |    |    |          |              |                 |             |           |  |
|-------------------------|----------------|----|----|----------|--------------|-----------------|-------------|-----------|--|
| 申請者氏名                   |                |    |    | 本人氏名     |              |                 |             |           |  |
| 児童の<br>属する<br>世帯<br>構成  | (1)<br>世帯構成員氏名 | 続柄 | 性別 | 生年<br>月日 | 職 業<br>(勤務先) | (2)<br>階層<br>区分 | (3)<br>所得税額 | (4)<br>備考 |  |
|                         |                |    |    |          |              |                 |             |           |  |
|                         |                |    |    |          |              |                 |             |           |  |
|                         |                |    |    |          |              |                 |             |           |  |
|                         |                |    |    |          |              |                 |             |           |  |
|                         |                |    |    |          |              |                 |             |           |  |
|                         |                |    |    |          |              |                 |             |           |  |
|                         |                |    |    |          |              |                 |             |           |  |
|                         |                |    |    |          |              |                 |             |           |  |
|                         |                |    |    |          |              |                 |             |           |  |
|                         |                |    |    |          |              |                 |             |           |  |
| (5)<br>世帯外<br>扶養<br>義務者 | 氏名             |    |    |          |              |                 |             |           |  |
|                         | 住所             |    |    |          |              |                 |             |           |  |
|                         | 氏名             |    |    |          |              |                 |             |           |  |
|                         | 住所             |    |    |          |              |                 |             |           |  |

(裏面)

## 記載要領

- (1) 「世帯構成員」とは、児童本人と生計を一にしている者をいいます。本人を含めて全世界帯構成員を記載してください。  
「扶養義務者」とは、父母、祖父母、養父母、兄弟姉妹そのほか家庭裁判所で扶養の義務を負わされた叔父、叔母等、民法第 877 条に定められている者です。  
次の(2)から(5)までを参照のこと。
- (2) 「階層区分」の欄には、児童本人及び扶養義務者について次により記号で記入してください。  
なお、注(1)参照のこと。  
ア 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯である場合……a  
イ a に当たる場合を除いて本年度の市町村民税が課税されていないか、又は免除になっている場合……b（本年度の市町村民税が不明のため前年度の市町村民税によった場合で前年分所得税が課税されているとき……d）  
ウ a 又は b に当たる場合を除いて、前年分所得税が課税されていない場合……c  
エ a 又は b に当たる場合を除いて、前年分所得税が課税されてる場合……d
- (3) 階層区分が d である者(児童本人の扶養義務者で所得税を課税されている者)については、その所得税額の年額を記入してください。
- (4) 世帯構成員中本人以外の児童が、育成医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は補装具の交付（修理）を受け、又は受けることが決定しているときは、その旨を備考欄に記入してください。
- (5) 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外で現に児童本人に対して扶養を履行している扶養義務者がいる場合のみ記入してください。

## 注

- ア 扶養義務者の階層区分について、次の例により、これを証明する関係書類を必ず添付してください。ただし、児童本人又は扶養義務者で 18 歳未満のものは、未就業であれば証明書は不要です。
- (ア) 階層区分aの証明  
被保護者又は支援給付受給者であることを証明する居住地の福祉事務所長、市町村長又は児童委員の証明書
- (イ) 階層区分bの証明  
市町村民税非課税又は免除を証明する市町村長又は市町村民税の特別徴収義務者の証明書
- (ウ) 階層区分cの証明  
所得税が非課税であることを証明する市町村長、税務署長又は所得税の源泉徴収義務者の証明書及び市町村民税の課税額を明らかにする市町村長の証明書（均等割及び所得割の課税額を明らかにしたもの）
- (エ) 階層区分dの証明  
所得税の課税額について証明する市町村長、税務署長又は所得税の源泉徴収義務者の証明書
- イ 申請後給付が終了するまでの間に上記記載事項に変更が生じた場合は、申請書を提出した保健所に届け出てください。

別記第17号様式及び別記第18号様式を次のように改める。

別記第17号様式 (第18条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所  
氏 名 (自署又は記名押印)  
電話番号

里親登録申請書

第36条の37第1項  
児童福祉法施行規則第36条の37第2項の規定により、里親の登録を希望しますので、  
第36条の43

下記のとおり申請します。

記

|                             |  |       |    |    |     |      |
|-----------------------------|--|-------|----|----|-----|------|
| 登録を希望する里親の種類 (該当するものを○で囲む。) | 養育里親 専門里親 養子縁組希望里親 親族里親<br>(1年以内の短期間養育を希望) |       |    |    |     |      |
| 里親登録希望者及びそれと同居する者           | 氏 名<br>(生年月日)                              | 年齢    | 性別 | 続柄 | 職 業 | 健康状態 |
|                             |  |       |    |    |     |      |
|                             |  |       |    |    |     |      |
|                             |  |       |    |    |     |      |
|                             |  |       |    |    |     |      |
| 研修終了年月日<br>(養育里親・専門里親のみ)    |  | 年 月 日 |    |    |     |      |
| 里親の登録を希望する理由                |  |       |    |    |     |      |
| 里親経験の有無<br>(都道府県名)          |  |       |    |    |     |      |

添付書類

- 1 里親登録希望者及びその同居家族の履歴書
- 2 里親登録希望者の居住する家屋の平面図
- 3 研修終了 (見込み) を証する書類
- 4 児童福祉法第34条の15第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

別記第18号様式 (第18条の2関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所  
氏 名 (自署又は記名押印)  
電話番号

里親登録事項変更届

第36条の39第1項  
児童福祉法施行規則第36条の39第2項 の規定により登録を受けた事項について変更が  
第36条の43

生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

| 登録を受けている里親の種類<br>(該当するものを○で囲む。) |       | 養育里親 | 専門里親  | 養子縁組希望里親 | 親族里親 |
|---------------------------------|-------|------|-------|----------|------|
| 変更の内容                           | 変 更 前 |      | 変 更 後 |          |      |
|                                 |       |      |       |          |      |
| 変更の理由                           |       |      |       |          |      |

別記第18号様式の2から別記第18号様式の6までを削る。  
別記第19号様式を次のように改める。

別記第19号様式 (第18条の3関係)

和歌山県知事 様

年 月 日

住 所  
氏 名 (自署又は記名押印)  
電話番号

里親登録消除申出書

児童福祉法施行規則第36条の40第1項第1号の規定により里親の登録の消除を  
第36条の43

下記のとおり申し出ます。

記

| 登録の消除を受けようとする里親の種類<br>(該当するものを○で囲む。) | 養育里親 専門里親 養子縁組希望里親<br>親族里親 |
|--------------------------------------|----------------------------|
| <p>消除を希望する理由</p>                     |                            |

別記第19号様式の次に次の1様式を加える。

別記第19号様式の2 (第18条の4関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所  
氏 名 (自署又は記名押印)  
電話番号

里親登録更新申請書

児童福祉法施行規則第36条の4第1項の規定により、里親の登録の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

|                                   |  |             |       |
|-----------------------------------|--|-------------|-------|
| 登録の更新を受けようとする里親の種類 (該当するものを○で囲む。) |  | 養育里親 専門里親   |       |
| 登録番号                              |  | 登録年月日       | 年 月 日 |
|                                   |  | 登録の有効期限満了の日 | 年 月 日 |

添付書類 研修終了 (見込み) を証する書類

別記第22号様式の2から別記第22号様式の4までを次のように改める。

別記22号様式の2 (第31条の2関係)

和歌山県知事 様

年 月 日

住 所  
氏 名 (自署又は記名押印)

児童自立生活援助実施申込書

児童自立生活援助の実施を希望しますので、児童福祉法第33条の6第2項の規定により、次のとおり申し込みます。

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 児童自立生活援助事業<br>の実施を希望する理由 |  |
| 入居を希望する住居                |  |

児童自立生活援助の実施を希望する者の状況

| 氏名      | 性別   | 生年月日 | 職業 | 備考 |
|---------|--|------|----|----|
|         |  |      |    |    |
| 生活保護の状況 | 適用なし      適用あり (      年      月      日保護開始) |      |    |    |

備考

- この申込書は、児童自立生活援助の実施を希望する者本人が次の点に注意し記入の上、提出してください。
- 申込書に徴収額決定のために必要な事項に関する書類（課税証明書等）を添付してください。
- 「自立生活援助事業の実施を希望する理由」の欄には、その具体的な状況を記入してください。
- 備考欄には、健康状況等児童自立生活援助の実施につき参考となるべき事項を記入してください。

別記第22号様式の3(第31条の3関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

児童自立生活援助事業等事業開始届

次のとおり (児童自立生活援助・小規模住居型児童養育) 事業を開始しますので、届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴
- 5 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 6 事業開始の予定年月日

備考 収支予算書、事業計画書、運営規程、定款その他の基本約款を記載した書類を添付してください。

別記第22号様式の4(第31条の4関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

児童自立生活援助事業等事業変更届

次の事項について変更しましたので、届け出ます。

|         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 事業の種類   |     |       |
| 変更した事項  | 変更前 |       |
|         | 変更後 |       |
| 変更した年月日 |     | 年 月 日 |
| 参考事項    |     |       |

別記第22号様式の4の次に次の4様式を加える。

別記第22号様式の5(第31条の5関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

児童自立生活援助事業等事業廃止(休止) 届

次のとおり (児童自立生活援助・小規模住居型児童養育) 事業を廃止(休止)しますので、届け出ます。

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 事業の種類                                    |                       |
| 廃止(休止)しようとする年月日(休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間) | 年 月 日<br>(から 年 月 日まで) |
| 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置                  |                       |
| 参考事項                                     |                       |

別記第22号様式の6(第31条の6関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

一時預かり事業開始届

次のとおり一時預かり事業を開始しますので、届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名及び経歴
- 5 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。)
- 6 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
- 7 事業開始の予定年月日

備考 収支予算書、事業計画書、定款その他の基本約款を記載した書類、建物その他設備の規模及び構造を明らかにした書類並びにその図面を添付してください。

別記第22号様式の7(第31条の7関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

一時預かり事業変更届

次の事項について変更しましたので、届け出ます。

|         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 事業の種類   |     |       |
| 変更した事項  | 変更前 |       |
|         | 変更後 |       |
| 変更した年月日 |     | 年 月 日 |
| 参考事項    |     |       |

別記第22号様式の8(第31条の8関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

一時預かり事業廃止(休止)届

次のとおり一時預かり事業を廃止(休止)しますので、届け出ます。

|  |                       |
|--|-----------------------|
| 事業の種類                                    |                       |
| 廃止(休止)しようとする年月日(休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間) | 年 月 日<br>(から 年 月 日まで) |
| 現に便宜を受けている乳幼児に対する措置                      |                       |
| 参考事項                                     |                       |

## 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 和歌山県規則第43号

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年和歌山県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第1条中「沿岸漁業従事者等」の次に「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項の認定中小企業者又は当該認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第4条第2項第2号ハに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）」を加える。

第3条中「同法施行令」を「沿岸漁業改善資金助成法施行令」に、「同法施行規則」を「沿岸漁業改善資金助成法施行規則」に改め、「（昭和54年農林水産省令第22号）」の次に「並びに農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）及び関係省令」を加え、「貸付ける」を「貸し付け、認定中小企業者に対しては、経営等改善資金（別表に掲げる1号資金（操船作業省力化機器等設置資金）、2号資金（漁ろう作業省力化機器等設置資金）、3号資金（補機関等駆動機器等設置資金）、4号資金（燃料油消費節減機器等設置資金）、5号資金（新養殖技術導入資金）、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金に限る。）を貸し付ける」に改める。

第4条第2項中「一沿岸漁業従事者等」を「1沿岸漁業従事者等又は1認定中小企業者」に改める。

第6条第1項に次の1号を加える。

（4）認定中小企業者

第8条第1項中「する者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加え、「その者」を「申請者（申請者が認定中小企業者である場合は、当該認定中小企業者と共同して農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた沿岸漁業従事者等）」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、申請者が認定中小企業者である場合は、第2号に掲げる収支計画書の添付を要しない。

第8条第1項第1号中「別記第2号様式」の次に「。農商工等連携促進法第2条第4項に規定する農商工等連携事業にあ

っては農商工等連携促進法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画を含み、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第2条第3項に規定する生産製造連携事業にあつては農林漁業バイオ燃料法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画を含む。）」を加え、同項第2号中「経営等改善資金及び」を削り、「経営開始資金」を「漁業経営開始資金」に改める。

第11条第1項中「3箇月」を「3か月」に、「6箇月」を「6か月」に改め、同条第2項中「（別記第6号様式）を」を「（別記第6号様式）に適切な事業実施を証明する物を添えて」に改める。

別表経営等改善資金の部1号資金（操船作業省力化機器等設置資金）の項償還期間等の欄、同部2号資金（漁ろう作業省力化機器等設置資金）の項償還期間等の欄、同部3号資金（補機関等駆動機器等設置資金）の項償還期間等の欄及び同部4号資金（燃料油消費節減機器等設置資金）の項償還期間等の欄中「含む。）」の次に「。ただし、農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）」を加え、同部5号資金（新養殖技術導入資金）の項償還期間等の欄中「含む。）」の次に「。ただし、農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては5年以内（据置期間2年以内を含む。）」を加え、同部資源管理型漁業推進資金の項償還期間等の欄及び同部環境対応型養殖業推進資金の項償還期間等の欄中「含む。）」の次に「。ただし、農商工等連携促進法第13条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）」を加え、同表青年漁業者等養成確保資金の部漁業経営開始資金の項償還期間等の欄中「含む。）」の次に「。ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条の沿岸漁業改善資金助成法の特例の場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 8 条関係)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

沿岸漁業改善資金貸付規則第 8 条の規定に基づき下記のとおり沿岸漁業改善資金 ( 資  
金) の貸付けを受けたいので申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 \_\_\_\_\_

所属漁協 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏名 (又は名称及び代表者職氏名) \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

|        |       |  |       |        |  |
|--------|-------|--|-------|--------|--|
| 受<br>付 | 漁 協   |  | 年 月 日 | 番<br>号 |  |
|        | 振 興 局 |  | 年 月 日 |        |  |

| 資<br>金 | 種 類 | 償 還 期 間<br>(据置期間を含む。) | 据 置 期 間 | 資 金 交 付<br>希望月日 | 借り受けようとする事業費及び申請額 |     |     |
|--------|-----|-----------------------|---------|-----------------|-------------------|-----|-----|
|        |     |                       |         |                 | 事業計画              | 事業費 | 申請額 |
|        |     | 年                     | 年       |                 | 千円                | 千円  | 千円  |

(注) 資金交付希望日は、特に希望がある場合のみ記入すること。

| 連<br>帯<br>保<br>証<br>人 | 住所 | 氏名 | 申請者との続柄 |
|-----------------------|----|----|---------|
|                       |    |    |         |
|                       |    |    |         |
|                       |    |    |         |
|                       |    |    |         |

|                  |  |
|------------------|--|
| 担<br>保<br>物<br>件 |  |
|------------------|--|

| 償還計画  |       |       |       |       |       |       |       |       |        |       | 委<br>託<br>漁<br>協 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|------------------|
| 1 年 目 | 2 年 目 | 3 年 目 | 4 年 目 | 5 年 目 | 6 年 目 | 7 年 目 | 8 年 目 | 9 年 目 | 10 年 目 |       |                  |
| 月 日   | 償 還 額 | 償 還 額 | 償 還 額 | 償 還 額 | 償 還 額 | 償 還 額 | 償 還 額 | 償 還 額 | 償 還 額  | 償 還 額 |                  |
|       | 千 円   | 千 円   | 千 円   | 千 円   | 千 円   | 千 円   | 千 円   | 千 円   | 千 円    | 千 円   |                  |

| 申請者の概要                |  |
|-----------------------|--|
| 氏名又は名称                |  |
| 現在営んでいる事業開始の時期        |  |
| 現在営んでいる事業の概要          |  |
| 団体設立の時期               |  |
| 資本金の額又は出資総額           |  |
| 常時使用する従業者数<br>(又は会員数) |  |

- (注) 1 受付欄は、漁協及び振興局で記入するので記入しないこと。  
 2 現在営んでいる事業の概要には、主な漁法、主要な魚種及び主要な漁場を時期別に記載すること。

別記第2号様式その1及びその2を次のように改める。

その1

## 事業計画書 (経営等改善資金のうち 1 号～10 号資金用)

## 1 総括表

| 申請者 | 購入設置する機器等 |           |    | 購入設置費 | 申請額 |
|-----|-----------|-----------|----|-------|-----|
|     | 種類名称      | 台 (セット) 数 | 単価 |       |     |
|     |           |           | 千円 | 千円    | 千円  |

(注) 申請者が認定中小企業者である場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。

## 2 設置計画

| 資金種類 | 機器等の種類<br>名称 | メーカー型式<br>名称 | メーカー名称<br>及び施工者名称 | 機器等<br>の内容 | 装備する漁船  | 購入又は<br>設置の予<br>定時期 |
|------|--------------|--------------|-------------------|------------|---|---------------------|
|      |              |              |                   |            | 登録番号<br>WK-<br>船名<br><br>総トン数<br><br>漁業種類<br><br>進水年月日<br><br>所有者氏名 |                     |

## 3 資金計画

| 購入設置費 | 資金調達方法   |      |     |
|-------|----------|------|-----|
|       | 沿岸漁業改善資金 | 自己資金 | その他 |
| 千円    | 千円       | 千円   | 千円  |

## 事業計画書作成上の留意事項

- 1 機器等について基準を示してあるものについては、基準を満たしていることが分かるカタログ、取扱書若しくは設計図又はこれらの写しを添付すること。
- 2 資金種類欄には操船作業省力化機器等設置資金等ごとの種類を記入すること。
- 3 メーカー型式名称欄には購入予定機器等のメーカー呼称型式のあるものにつき記入すること。
- 4 メーカー名称及び施工者名称欄には購入予定機器等のメーカー名称及び取付け又は装備を行う施工者の名称を記入すること。
- 5 機器等の内容欄には施設の性能若しくは出力、制御する施設の出力又は工事の内容及び範囲等を記入すること。この場合において、同内容のカタログ又は見積書等をこれらの記載に代えて添付することができる。

(例) 自動操舵装置 磁気コンパスパイロット式

操だ機 電動〇KW

遠隔操縦装置 推進機関〇PS用

動力式釣り機 〇漁業用、電動〇KW

ラインホーラー 巻き上げ速度〇m/min

ネットホーラー 巻き上げ速度〇m/min

捕機関 〇用〇PS (動力取出装置のみの場合にあっては取出し出力〇PSとして記入すること。)

漁船用環境高度対応機関 〇PS

定速装置 〇〇用

すべり止め 〇㎡、すべり止め塗料塗布 (使用量〇l)

安全カバー装置 揚網機駆動軸カバー〇製

揚錨機カバー〇製

揚網機安全装置 船曳網用、底曳網用、〇〇用

救命いかだ 膨張式

漁獲物の横移動防止装置 魚そう 長さ〇m×幅〇m×深さ〇mを〇個に仕切る。

荷止板 〇製長さ〇m×幅〇m×厚さ〇cm×〇枚

隔壁 〇製厚さ〇cm〇枚設置 (防熱〇材厚さ〇cm)

魚溜め 〇製長さ〇m×幅〇m×深さ〇m

甲板ロコミング 〇製長さ〇m×幅〇m×高さ〇m (ビーム取替〇本) ×〇個

甲板口の閉鎖装置 〇製長さ〇m×幅〇m×厚さ〇m×〇個

レーダー反射器 多板組立式有効反射面積〇㎡ (吊下式)

無線電話 〇Hz〇W

レーダー反射器付ブイ 多板組立式有効反射面積〇㎡

その 2

### 事業計画書(新養殖技術導入資金)

#### 1 総括表

|           |             |              |    |     |       |              |         |      |       |  |
|-----------|-------------|--------------|----|-----|-------|--------------|---------|------|-------|--|
| 申請者       |             |              |    |     | 購入設置費 |              | A+B+C+D |      | 千円    |  |
| 養殖水産動物の種類 |             |              |    |     | 申請額   |              | 千円      |      |       |  |
| 内容        | 養殖施設の<br>内容 | 施設の名称(メーカー名) | 数量 | 単価  | 金額    |              |         |      |       |  |
|           |             |              |    | 円   | A千円   | 年 月 日～ 年 月 日 |         |      |       |  |
|           | 種苗の購入       | 種苗の大きさ       | 数量 | 単価  | 金額    | 購入時期         |         | 購入先  |       |  |
|           |             | cm           |    | 円   | B千円   | 年 月 日        |         |      |       |  |
|           | 種苗の生産       | 費            | 費  | 費   | 費     | 費            | 合計      | 生産数量 | 生産時期  |  |
|           |             | 千円           | 千円 | 千円  | 千円    | 千円           | C千円     |      | ～ 年 年 |  |
| 餌料の購入     | 餌料の種類       | 数量           | 単価 | 金額  | 購入時期  |              | 購入先     |      |       |  |
|           |             | kg           | 円  | D千円 | 年 月 日 |              |         |      |       |  |
| その他       |             |              |    |     |       |              |         |      |       |  |
|           |             |              |    |     |       |              |         |      |       |  |
|           |             |              |    |     |       |              |         |      |       |  |
| 養殖技術の内容   |             |              |    |     |       |              |         |      |       |  |
| 経営の概況     | 現在          |              |    |     |       |              |         |      |       |  |
|           | 今後          |              |    |     |       |              |         |      |       |  |

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載し、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

#### 2 資金計画

|       |          |      |     |
|-------|----------|------|-----|
| 購入設置費 | 資金調達方法   |      |     |
|       | 沿岸漁業改善資金 | 自己資金 | その他 |
| 千円    | 千円       | 千円   | 千円  |

別記第2号様式その5及びその6を次のように改める。

その5

事業計画書(資源管理型漁業推進資金)

1 総括表

| 申請者 | 購入設置する機器等 |    |    | 購入設置費 | 申請額 |
|-----|-----------|----|----|-------|-----|
|     | 種類名称      | 台数 | 単価 |       |     |
|     |           |    | 円  | 千円    | 千円  |

(注) 申請者が認定中小企業者である場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

|               |  |
|---------------|--|
| 資源管理対象漁場      |  |
| 管理対象水産資源      |  |
| 管理対象漁業種類      |  |
| 資源管理の実施者      |  |
| 水産資源の管理の方法    |  |
| 取決めの有効期間      |  |
| 取決めに違反した場合の措置 |  |
| その他           |  |

(注) 申請者が認定中小企業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 資源管理措置に必要な機器等

| 種類 | 名称 | 購入又は、設置予定、保有済み、共同利用の別 | 左のうち購入又は設置予定のもの |        |            |                                      |
|----|----|-----------------------|-----------------|--------|------------|--------------------------------------|
|    |    |                       | メーカー名称及び施工者名称   | 機器等の内容 | 購入又は設置予定時期 | 装備する漁船                               |
|    |    |                       |                 |        |            | 登録番号<br>船名<br>総トン数<br>進水年月日<br>所有者氏名 |

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

|           |  |      |      |
|-----------|--|------|------|
| 低利用・未利用魚種 |  | 漁獲時期 | 月～ 月 |
| 開発・利用の方法  |  |      |      |

(注) 申請者が認定中小企業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

| 種類 | 名称 | 購入又は、設置予定、保有済み、共同利用の別 | 左のうち購入又は設置予定のもの |        |            |                                      |
|----|----|-----------------------|-----------------|--------|------------|--------------------------------------|
|    |    |                       | メーカー名称及び施工者名称   | 機器等の内容 | 購入又は設置予定時期 | 装備する漁船                               |
|    |    |                       |                 |        |            | 登録番号<br>船名<br>総トン数<br>進水年月日<br>所有者氏名 |

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

(7) 活魚出荷の内容

|         |  |       |      |
|---------|--|-------|------|
| 対象魚種    |  | 活魚出荷量 | 年間 t |
| 活魚出荷の方法 |  |       |      |

(注) 申請者が認定中小企業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者がそれぞれの取り組み内容を記載すること。

(i) 活魚出荷に必要な機器等

| 種類 | 名称 | 購入又は、設置予定、保有済み、共同利用の別 | 左のうち購入又は設置予定のもの |        |            |                                      |
|----|----|-----------------------|-----------------|--------|------------|--------------------------------------|
|    |    |                       | メーカー名称及び施工者名称   | 機器等の内容 | 購入又は設置予定時期 | 装備する漁船                               |
|    |    |                       |                 |        |            | 登録番号<br>船名<br>総トン数<br>進水年月日<br>所有者氏名 |

イ 加工を行う場合

(7) 加工の内容

|           |  |          |    |   |
|-----------|--|----------|----|---|
| 対 象 魚 種   |  | 加工量(原料魚) | 年間 | t |
| 加 工 の 方 法 |  |          |    |   |

(注) 申請者が認定中小企業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者がそれぞれの取り組む内容を記載すること。

(i) 加工に必要な機器等

| 種類 | 名 称 | 購入又は、設置予定、保有済み、共同利用の別 | 左 の うち 購 入 又 は 設 置 予 定 の も の |        |            |
|----|-----|-----------------------|------------------------------|--------|------------|
|    |     |                       | メーカー名称及び及び施工者名称              | 機器等の内容 | 購入又は設置予定時期 |
|    |     |                       |                              |        |            |

3 資金計画

| 購入設置費 | 資金調達方法   |      |     |
|-------|----------|------|-----|
|       | 沿岸漁業改善資金 | 自己資金 | その他 |
| 千円    | 千円       | 千円   | 千円  |
|       |          |      |     |

(注) 資源管理に関する取決めの写しを添付すること。

その 6

## 事業計画書(環境対応型養殖業推進資金)

## 1 総括表

| 申請者 | 購入設置する機器等 |    |    | 購入設置費 | 申請額 |
|-----|-----------|----|----|-------|-----|
|     | 種類名称      | 台数 | 単価 |       |     |
|     |           |    | 円  | 千円    | 千円  |

(注) 申請者が認定中小企業者である場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等を括弧書きで記載すること。

## 2 実施計画

## (1) 漁場環境適正化管理の内容

|                |  |
|----------------|--|
| 環境適正化管理対象漁場    |  |
| 管理対象養殖魚種       |  |
| 環境適正化管理の実施者    |  |
| 環境適正化管理の方法     |  |
| 管理協定の有効期間      |  |
| 管理協定に違反した場合の措置 |  |
| その他            |  |

(注) 申請者が認定中小企業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

## (2) 養殖漁場環境の悪化防止措置

## ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容

|           |  |
|-----------|--|
| 現在の投餌の状況  |  |
| 改善後の投餌の状況 |  |

(注) 申請者が認定中小企業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

## イ 投餌の内容・量・方法の改善に必要な機器等

| 種類 | 名称 | 購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別 | 左のうち購入又は設置予定のもの |        |            |
|----|----|----------------------|-----------------|--------|------------|
|    |    |                      | メーカー名称及び施工者名称   | 機器等の内容 | 購入又は設置予定時期 |
|    |    |                      |                 |        |            |

(3) 養殖魚の安全性の確保措置

ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容

|          |  |
|----------|--|
| 現在の使用状況  |  |
| 改善後の使用状況 |  |

(注) 申請者が認定中小企業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事者等が取り組む内容を記載すること。

イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

| 種類 | 名称 | 購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別 | 左のうち購入又は設置予定のもの |        |            |
|----|----|----------------------|-----------------|--------|------------|
|    |    |                      | メーカー名称及び施工者名称   | 機器等の内容 | 購入又は設置予定時期 |
|    |    |                      |                 |        |            |

(注) 申請者が認定中小企業者である場合は、連携先の沿岸漁業従事等が取り組む内容を記載すること。

(4) (2) 及び (3) に関連して必要な機器等

| 種 類 | 名 称 | 購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別 | 左のうち購入又は設置予定のもの |        |            |
|-----|-----|----------------------|-----------------|--------|------------|
|     |     |                      | メーカー名称及び施工者名称   | 機器等の内容 | 購入又は設置予定時期 |
|     |     |                      |                 |        |            |

## 3 資金計画

| 購 入 設 置 費 | 資 金 調 達 方 法 |         |       |
|-----------|-------------|---------|-------|
|           | 沿岸漁業改善資金    | 自 己 資 金 | そ の 他 |
| 千円        | 千円          | 千円      | 千円    |

(注) 漁場環境適正化管理協定の写しを添付すること。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式 (第 10 条関係)

収入印紙  
添 付

|      |     |       |
|------|-----|-------|
| 受理   |     | 年 月 日 |
| 受理   |     | 年 月 日 |
| 貸付決定 | 番号  | 号     |
|      | 年月日 | 年 月 日 |

沿岸漁業改善資金借用証書

|            |       |           |        |       |    |
|------------|-------|-----------|--------|-------|----|
| 資金名及び種類    |       |           |        |       |    |
| 借受者の氏名(名称) |       |           |        |       |    |
| 住 所        |       |           |        |       |    |
| 借入金額       | 千円    | 償還期日及び償還額 | 第 1 回  | 年 月 日 | 千円 |
|            |       |           | 第 2 回  | 年 月 日 | 千円 |
|            |       |           | 第 3 回  | 年 月 日 | 千円 |
|            |       |           | 第 4 回  | 年 月 日 | 千円 |
|            |       |           | 第 5 回  | 年 月 日 | 千円 |
| 償還期限       | 年 月 日 | 償還期日及び償還額 | 第 6 回  | 年 月 日 | 千円 |
|            |       |           | 第 7 回  | 年 月 日 | 千円 |
|            |       |           | 第 8 回  | 年 月 日 | 千円 |
|            |       |           | 第 9 回  | 年 月 日 | 千円 |
|            |       |           | 第 10 回 | 年 月 日 | 千円 |

本日上記のとおり和歌山県沿岸漁業改善資金を借用いたしました。については、和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和 54 年和歌山県規則第 89 号)及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約いたします。

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名 印

上記資金の借受けにつき下名は、和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の責めに任じます。

| 氏名 | 印 | 住所 | 氏名 | 印 | 住所 |
|----|---|----|----|---|----|
|    |   |    |    |   |    |
|    |   |    |    |   |    |
|    |   |    |    |   |    |

(注) 連帯保証人の数は、下表のとおりとする。

|                                      |     |  |
|--------------------------------------|-----|--|
| 沿岸漁業改善資金を個人又は共同で借り受けた場合              | 借受額 | 150 万円未満では保証人 1 人以上<br>150 万円以上 300 万円未満では 2 人以上<br>300 万円以上 450 万円未満では 3 人以上<br>450 万円以上 600 万円未満では 4 人以上<br>600 万円以上の場合は 5 人以上 |
| 沿岸漁業改善資金を団体が借り受けた場合<br>(いずれも理事を含める。) | 借受額 | 300 万円未満では保証人 2 人以上<br>300 万円以上 600 万円未満では 4 人以上<br>600 万円以上では 5 人以上   |

## 沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

## (期限前償還)

第 1 条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者 (以下「甲」という。) は、和歌山県知事 (以下「乙」という。) が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済するものとする。

- (1) 甲がこの借入金をこの証書に記載した資金の目的外に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 甲がこの資金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において乙に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事項の報告を怠ったとき。
- (3) 甲につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
- (4) 甲が支払を停止し、若しくは手形交換所から取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。
- (5) 甲が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 甲が乙に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (7) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸付けられ、担保に供され、又は公用収容されたとき。
- (8) 甲が和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和 54 年和歌山県規則第 89 号) 及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (9) その他乙の債権保全上著しい支障があると認めたとき。

## (報告)

第 2 条 甲は、事業実施後 20 日以内に乙に対し、事業実施報告書を提出するものとする。この場合において、団体で借り受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。

2 甲は、乙の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を乙に報告するものとする。

## (弁済の充当)

第 3 条 甲及び甲の保証人は、弁済充当の指定権が乙にあることを承認する。

## (違約金)

第 4 条 甲は、弁済期限又は期限前償還を要求された場合において乙の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払の日まで、支払うべき金額に対し、年 12.25 パーセントの違約金を乙に支払うものとする。

2 甲は、沿岸漁業改善資金助成法 (昭和 54 年法律第 25 号) 第 10 条の規定による支払猶予の申請をした場合において支払期日を過ぎて支払猶予をしない旨の決定があった場合においても前項の規定による違約金を支払うものとする。

## (連帯保証人)

第 5 条 表記連帯保証人は、この契約に基づく甲の一切の債務について甲と連帯して甲と連帯保証人間の契約のいかんにかかわらず、これの履行の責めを負うものとする。

## (連帯保証人の追加等)

第 6 条 甲は、乙が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 乙は連帯保証人の変更に関し甲から申出があり、これを適当と認めたときは、その変更を承認するものとする。

## (償還金の準備積立金)

第 7 条 甲は、その年度の償還金を償還期日までに系統金融機関の口座に入金するものとする。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第44号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「当該職員」を「当該職にある職員」に改める。

第11条第1項中「東牟婁振興局総務企画室の会計駐在員」を「振興局地域振興部の主幹（会計担当）又は会計駐在員」に改め、同条第2項中「前項に規定するもののほか、振

興局総務企画室の出納員は」を「振興局地域振興部の主幹（会計担当）又は会計駐在員の職にある出納員は、委任事務のほか」に改める。

別表第1振興局総務企画室（東牟婁振興局総務企画室串本地区駐在を除く。）の項中「総務企画室」を「地域振興部」に、「主幹」を「副部長及び主幹（会計担当）」に改め、同表東牟婁振興局総務企画室串本地区駐在の項中「総務企画室」を「地域振興部」に改め、同表振興局健康福祉部（東牟婁振興局健康福祉部串本支所を除く。）の項及び東牟婁振興局健康福祉部串本支所の項中「総務健康安全課長」を「副部長」に改め、同表振興局産業振興部の項を削り、同表振興局建設部（海草振興局建設部を除く。）の項中「総務管理課長」を「副部長」に改め、同表海草振興局建設部の項中「総務課長」を「副部長」に改め、同表県税事務所（紀南県税事務所新宮出張所を除く。）の項中「（紀南県税事務所新宮出張所を除く。）」を削り、同表紀南県税事務所新宮出張所の項及び女性相談所の項を削り、同表子ども・障害者相談センターの項中「子ども・障害者相談センター」を「子ども・女性・障害者相談センター」に改める。

別表第2の6の項及び7の項を次のように改める。

|   |  |
|---|--|
| 6 那賀振興局、有田振興局及び西牟婁振興局の地域振興部の副部長の職にある出納員 | (1) 当該かいの所掌事務に伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。<br>(2) 当該かいの所掌事務に伴う保管有価証券を出納し、及び保管すること。<br>(3) つり銭用資金を保管すること。   |
| 7 伊都振興局、日高振興局及び東牟婁振興局の地域振興部の副部長の職にある出納員 | (1) 県税収入を除く当該かいの所掌事務に伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。<br>(2) 税務課及び他のかいの所掌事務に伴う県税収入を直接収納し、及び一時保管すること。<br>(3) 当該かいの所掌事務に伴う保管有価証券を出納し、及び保管すること。<br>(4) つり銭用資金を保管すること。 |

別表第2中10の項を12の項とし、9の項を11の項とし、8の項を10の項とし、7の項の次に次のように加える。

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 8 振興局の地域振興部の主幹（会計担当）の職にある出納員 | (1) 当該かいにおいて取り扱う物品を出納し、及び保管すること。  |
| 9 県税事務所の出納員                  | (1) 県税収入を除く当該かいの所掌事務に伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。<br>(2) 当該かいの所掌事務に伴う県税収入の収入（戻出に係る支払を除く。）に関すること。<br>(3) 税務課及び他のかいの所掌事務に伴う県税収入を直接収納し、及び一時保管すること。<br>(4) 当該かいの所掌事務に伴う保管有価証券（県税納付受託証券を含む。）を出納し、及び保管すること。<br>(5) 当該かいにおいて取り扱う物品を出納し、及び保管すること。<br>(6) つり銭用資金を保管すること。 |

別表第3の2の項中「、県税事務所及び紀南県税事務所新宮出張所」を「及び県税事務所」に改める。

別表第4の1の項中「女性相談所 子ども・障害者相談センター」を「子ども・女性・障害者相談センター」に改め、

同表2の項から5の項までの規定中「総務企画室の出納員」を「地域振興部の主幹(会計担当)の職にある出納員」に改め、同表6の項中「総務企画室の出納員」を「地域振興部の主幹(会計担当)の職にある出納員」に改め、「(紀南県税事務所新宮出張所を除く。)」を削り、同表7の項中「総務企画室の出納員」を「地域振興部の主幹(会計担当)の職にある出納員」に改め、「紀南県税事務所新宮出張所」を削り、同表8の項中「総務企画室串本地区駐在」を「地域振興部」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県規則第45号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「総務企画室」を「地域振興部」に改める。

第29条の3第3項第4号を削る。

第59条第1項第8号を削り、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 臨時に必要な少額の物品の購入費

第59条第2項第5号中「子ども・障害者相談センター」を「子ども・女性・障害者相談センター」に改め、同項第6号中「女性相談所」を「子ども・女性・障害者相談センター」に改める。

別表第1の1の項中「女性相談所 子ども・障害者相談センター」を「子ども・女性・障害者相談センター」に改める。

別表第2中「総務企画室」を「地域振興部」に改め、同表備考8を同表備考9とし、同表備考7を同表備考8とし、同表備考6の次に次のように加える。

7 この表の規定にかかわらず、賠償金の支出負担行為は、監察査察室長の合議を要するものとする。

別表第3中「第7号」を「第8号」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第11号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則(昭和15年和歌山県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表学校教育局の項中「県立学校課、小中学校課」を「学校指導課、学校人事課」に改め、同条第2項の表中「県立学校課」を「学校指導課」に改める。

第3条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、第13号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 教育委員会の所管する特例民法法人の管理監督及び公益信託に係る事務に関すること。

第3条中第14号を削り、第15号を第14号とし、同条第16号中「管理・運営」を「管理・運営費」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第17号を第16号とし、同条第18号中「学校」を「公立学校」に、「国庫負担金又は補助金」を「国庫補助事業等」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第19号を第18号とし、同条第20号中「指定統計」を「基幹統計等」に改め、同号を同条第19号とし、同条中第21号を第20号とし、同条第22号中「栄典及び」を削り、同号を同条第21号とし、同条中第23号を第22号とし、第24号を削り、第25号を第23号とする。

第4条中「教育職員免許状の」を「教育庁等の職員の給与の」に改め、第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育庁等の職員の給与に関すること。

第6条第4号中「償還指導」を「返還」に改め、同条中第6号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 和歌山県教育センター学びの丘規則(平成17年和歌山県教育委員会規則第21号)第2条第5号及び第6号に掲げる業務に関すること。

第6条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 地域改善対策進学奨励金等の返還に関すること。

第7条第2号中「国民体育大会」の次に「に向けた競技力の向上」を加える。

第8条第3号中「関すること」の次に「(古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の制作の承認に係るものに限る。)」を加え、同条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 教育史に関すること。

第9条及び第10条を次のように改める。

第9条 学校指導課は、公立幼稚園、公立小中学校(県立小中学校を除く。以下この条において同じ。)及び県立学校における教育の充実・推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 県立学校の設置及び廃止に関する事。
- (2) 公立小中学校及び県立学校の教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導及び学校評価に関する事。
- (3) 県立高等学校の入学者選抜及び生徒募集並びに県立中学校の入学者選考及び生徒募集に関する事。
- (4) 公立小中学校の適正規模化の支援に関する事。
- (5) 中学校卒業程度認定試験、高等学校卒業程度認定試験その他の認定又は検定試験に関する事。
- (6) 公立小中学校、特別支援学校小中学部及び県立中学校の教科用図書その他教材に関する事。
- (7) 特別支援教育の推進に関する事。
- (8) 特別支援学校の学級編制並びに障害幼児児童生徒の就学、転学及び通学に関する事。
- (9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）及びこれに基づく法令その他の規程による認可及び届出に関する事。
- (10) 幼稚園教育に関する事。
- (11) 和歌山県教育センター学びの丘に関する事。
- (12) その他任務の達成に必要な事。

第10条 学校人事課は、公立小中学校及び県立学校の教職員（以下「教職員」という。）の人事管理及び教育職員免許状の管理を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 教職員の採用に関する事。
- (2) 教職員の人事管理及び学校管理運営の監督に関する事。
- (3) 教育職員免許状に関する事。
- (4) 栄典に関する事。
- (5) その他任務の達成に必要な事。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 訓 令

### 和歌山県訓令第29号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

和歌山県職員勤務発明規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員勤務発明規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員勤務発明規程（平成19年和歌山県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

別表中「振興局の総務室及び各部」を「振興局の各部」に改め、「総務室長又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。